別記第２３号様式（第３５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貯蔵設備技術基準表　バルク貯槽（１，０００kg未満） | 添付書類及び留意事項 | × |
| 規則第１９条３号イ、ハ | 貯槽の構造付属機器 | □特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証□バルブ認定書□プロテクター保護 | 合格証又は適合証の写し認定書の写し |  |
| 規則第１９条３号ロ　　　 | 保安物件までの距離 | 第一種保安物件　　　　　ｍ保安物件の種類：学校・病院・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） | 左欄の事項を確認できるもの（貯槽設置場所の周辺図、写真又は図面等）収納庫内設置の場合は、収納庫の構造図※措置やその他の詳細を示すこと |  |
| 第二種保安物件　　　　　ｍ |
| 保安距離が確保できない場合の措置： |
| 規則第１９条３号ハ⑸　　 | ガス取出弁 | □ガス放出防止器　　　　　□緊急遮断装置□供給管の損傷を防止する措置 |  |
| 規則第１９条３号ハ⑹　　 | 液取出弁 | □ガス放出防止器　　　　　□緊急遮断装置□配管又は集合装置に接続しない |  |
| 規則第１９条３号ハ⑼　　 | 警戒標 | □液化石油ガス又はＬＰガス　□火気厳禁 |  |
| 規則第１９条３号ハ⑽　　 | 緊急連絡先 | □別紙のとおり表示する |  |
| 規則第１９条３号ハ⑿　　 | 腐食防止転倒防止措置 | □支柱又はサドルを取り付ける |  |
| 規則第１９条３号ニ　　　（地盤面上に設置するバルク貯槽の基準） | 基礎 | 基礎の材質：地盤面からの高さ：　　　　㎝□アンカーボルトの固定 |  |
| 自動車等車両が接触しない措置 | 措置の方法： |  |
| 電気的接続 | □アース　□その他（　　　　　　　　　　） |  |
| 安全弁 | □安全弁に放出管を設置 |  |
| 規則第１９条３条ヘ　　　 | ２ｍ以内にある火気をさえぎる措置 | □２ｍ以内に火気無□２ｍ以内に火気有　火気をさえぎる措置： |  |
| 屋外設置 | □屋外　□既製品収納庫□その他（　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| 規則第１９条５号　　　　 | プロテクター内にガス漏れ検知器設置 | □有（常時監視システム接続）□無　無の場合の措置： | 有：プロテクター内部の写真無：※措置の内容を示すこと |  |

・表中の「規則」とは、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」のことをいう。

（備考）　１　×印の項は記載しないこと。

　　　　　２　表中の「□」には該当する項目にレ点で記入すること。

　　　　　３　地盤面下に埋設するバルク貯槽の基準（規則１９条３号ホ）は省略する。